

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、4つの満足、すなわち「株主」、「顧客」、「取引先」、「社員」の4つのステークホルダーの満足を通じて長期安定的な成長を遂げてゆくことを経営理念として掲げております。

そのためには、

- (1)常にお客様に満足していただける商品を提供すること、
 - (2)株主の皆様に配慮した施策を講じること、
 - (3)コンプライアンスを遵守し、公平で透明性の高い健全経営を貫くことによって社会的に信頼される企業市民になること、
- が肝要であると考えております。

コーポレート・ガバナンス拡充のための社内体制、制度及び施策の実施状況は、以下のとおりであります。

- 1.当社の取締役会は、代表取締役社長 池田友彦が議長を務めております。その他メンバーは専務取締役 佐藤啓明、常務取締役 長岡淳、取締役 近藤学、取締役 村上三郎、社外取締役 田口雄の取締役6名で構成され、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めております。取締役会は、原則として月1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要事項は全て付議されております。また、執行役員制度の導入により、意思決定・監督を担う取締役会の機能と業務執行を担う執行役員の機能を分離するよう努めております。
- 2.当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、監査役 荒井禎司、社外監査役 菊地謙治、社外監査役 小林秀一の常勤監査役1名と当社とは利害関係のない社外監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しているほか、会計監査人である監査法人との間で、定期的に連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めております。また、各部署への往査等により業務上の問題点等の把握に努め、年3回開催を予定している社長との懇談会において経営改善へ向けた提言を行っております。
- 3.当社は、内部監査担当部門として業務執行部門から独立した監査室を設置しております。監査室は、内部統制の有効性等について監査を実施し、その結果については取締役及び監査役に報告するとともに、被監査部に業務執行に係る改善提案、指導を行っております。
- 4.当社は、会計監査人を選任し、会計監査を受けております。監査役と会計監査人との間で、定期的に連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めています。
- 5.リスク管理については、社長、管理本部長、事業本部長、各部室長等で構成する「内部統制委員会」を定期的に開催し、リスク情報の共有とリスクの顕在化の防止に努めております。また、経営判断に関するリスクについては、必要に応じて法律事務所など外部の専門家の助言を受け分析・検討を行っております。
- 6.今後ともコンプライアンス、リスク管理の強化等さまざまな施策を講じてコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいいる所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東京ウエルズ	1,243,460	6.25
京東株式会社	628,400	3.16
村上 三郎	600,000	3.01
株式会社ジェイ・エス・ビー	563,360	2.83
株式会社飛鳥新社	500,000	2.51
株式会社SBI証券	372,583	1.87
日本証券金融株式会社	314,100	1.58
株式会社大勝	300,000	1.51
土井 尚道	245,000	1.23
岡三オンライン証券株式会社	230,700	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田口 雄	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口 雄	○	独立役員である。	田口雄氏は、行政分野における多様な経験に加え、税理士として税務及び財務会計に関する専門的な知識を有し、客観的かつ専門的な視点からのご意見を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である監査法人との間で、定期的に連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊地 謙治	税理士													
小林 秀一	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊地 謙治	○	独立役員である。	菊地謙治氏は税理士として税務会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されます。当社の経営に対して客観的かつ中立的な視点で経営の公正・透明性を監督できる人材であり、人格・識見に優れ、高い倫理観を有していること、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。
小林 秀一	○	独立役員である。	小林秀一氏は税理士として税務会計の専門知識と豊富な経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のもので、現在の変化の激しい経営環境の下では取締役報酬を業績に連動させることが、必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとは言い切れないため、インセンティブの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当該事業年度において定款または株主総会決議に基づく報酬について、取締役及び監査役に支払った報酬額を有価証券報告書及び事業報告で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は社内規程に、役員の報酬は、世間水準、経営内容及び社員給与とのバランスを考慮し、株主総会が決定した報酬額の限度内において、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役の協議で決定することと定めております。なお、1994年6月2日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬等の限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬等の限度額は年額50百万円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフは配置していませんが、適宜関係部署で対応しています。
2. 経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、取締役ないし関係部署より随時報告することとしております。
3. 取締役会の議題について必要な場合は、配布資料に基づき事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役6名のうち、1名は社外取締役であり、取締役会規程に則り、取締役会を原則として月1回以上開催し、重要事項は全て付議しております。
2. 監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、監査役は取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書の閲覧等を通じて取締役の業務執行状況を監査しております。
また、監査役は各部署への往査等により業務上の問題点などの把握に努め、年3回開催を予定している社長との懇談会において経営改善に向けた提言を行っております。
3. 主な委員会組織としては、社長を委員長とし、管理本部長、事業本部長、各部長等で構成する「内部統制委員会」を設置しております。委員会は、3ヶ月に1度開催し、コンプライアンス体制の整備・強化、社内徹底方策等の検討、リスクへの対策等検討、適正な財務報告の実現を目的とする内部統制推進等を行うこととしております。
4. 内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織として監査室を設置し、監査役と連携しつつ全部門を監査しております。
5. 会計監査人には仰星監査法人を選任しております。業務を執行する公認会計士の氏名及び継続監査年数は以下の通りでいずれも仰星監査法人に所属しています。
(業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人)
・指定社員 業務執行社員：福田 日武(仰星監査法人)
・指定社員 業務執行社員：小川 聡(仰星監査法人)
継続監査年数については、ともに7年以内であるため、記載を省略しております。
6. 非業務執行取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、非業務執行取締役及び監査役は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会を設置しており、監査役会は監査役1名と当社とは利害関係のない社外監査役2名で構成されております。社外監査役2名は独立の立場から公正中立な監査を行い、かつ、監査役は取締役会に出席し、質問や意見の表明を通じて取締役の職務遂行状況を監視しております。また、社外取締役を1名選任しており、客観的かつ専門的な視点からの意見を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立の立場から意見をいただくことが期待されます。このことから、経営の監視機能の面では、十分機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	
集中日を回避した株主総会の設定	

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上での決算情報やニュースリリースに関する電子開示を早期に実施しており、株主や投資家の皆様など多くの「ステークホルダー」に対するタイムリーかつ公平なディスクロージャーを心掛けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアル等にて規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、全てのステークホルダーの利益に十分配慮した経営を行うことを経営理念として掲げておりますが、実際の経営がその通り行われているかどうかを監視するための体制として、強固な内部統制システムを構築することが、経営上の重要課題であると考えております。各項目に関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に定めた行動規範、行動原則を、取締役及び従業員全員が順守するよう徹底することとする。
- (2)取締役会規程により、取締役会を月1回以上開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督することとする。
- (3)取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

2. 使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンスマニュアル」をグループウェアに掲示するほか研修・勉強会等を通じて従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- (2)内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。
- (3)取締役は当社において重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告することとし、遅滞なく取締役会において報告することとする。
- (4)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づきその運用を行うこととする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報システム安全対策規程」に基づき、その保存媒体に於いて適切な状態で、保存・管理することとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社の業務執行に係るリスク(不確実性)を洗い出し、それぞれのリスクごとに管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- (2)不測の事態が発生した場合は「緊急時対策マニュアル」によって事業本部長または管理本部長を本部長(室長)とする対策本部(対策室)を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための体制を整えることとする。
- (3)社長、管理本部長、事業本部長、各部室長等のメンバーにより構成する「内部統制委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を行うこととする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」により、当社の当社グループ各社に対する管理の基準を定め、必要に応じて当社への報告を求め、当社グループ各社における法令及び定款に適合するための指導、育成を行うものとする。
- (2)業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。
- (3)監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。
- (4)監査役は、当社グループ各社の監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行うよう努める。
- (5)当社及び当社グループ各社は財務報告の適正性、信頼性を確保し、社会的信用の維持・向上を確かなものとする内部統制の体制を構築する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うものとする。また、業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、業務または業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役は取締役会の他全体会議等の重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることとする。
- (2)当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (3)取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行することとする。
- (2)当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察、弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察、弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資家への適時適正な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報を開示することをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけて、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。管理本部長が会社情報の取扱責任者を担当しており、投資者の判断に重要な影響を与える発生事実、決定事項並びに決算情報等を一元的に管理、かつ適時適切な会社情報の開示や金融商品取引所への報告等を行っております。

1. 会社情報の適時開示担当組織の状況

当社では、可能な限り迅速に重要事項をディスクロージャーできる体制を整備するために、情報取扱責任者の指示により、IR広報室及び経営企画部が担当部署としてその任にあっており、決算情報などに関しては財務経理部と協力のうえこれにあっております。

またIR広報活動につきましては、IR広報室が担当し、株主をはじめとする利害関係者にとって分かりやすい広報活動を基本にタイムリーディスクロージャーに向けて積極的に取組んでおります。

当社における情報取扱責任者及び担当部署の状況は以下のとおりであります。

・情報取扱責任者：管理本部長

・担当部署：IR広報室、経営企画部、財務経理部

2. 会社情報の適時開示手続き

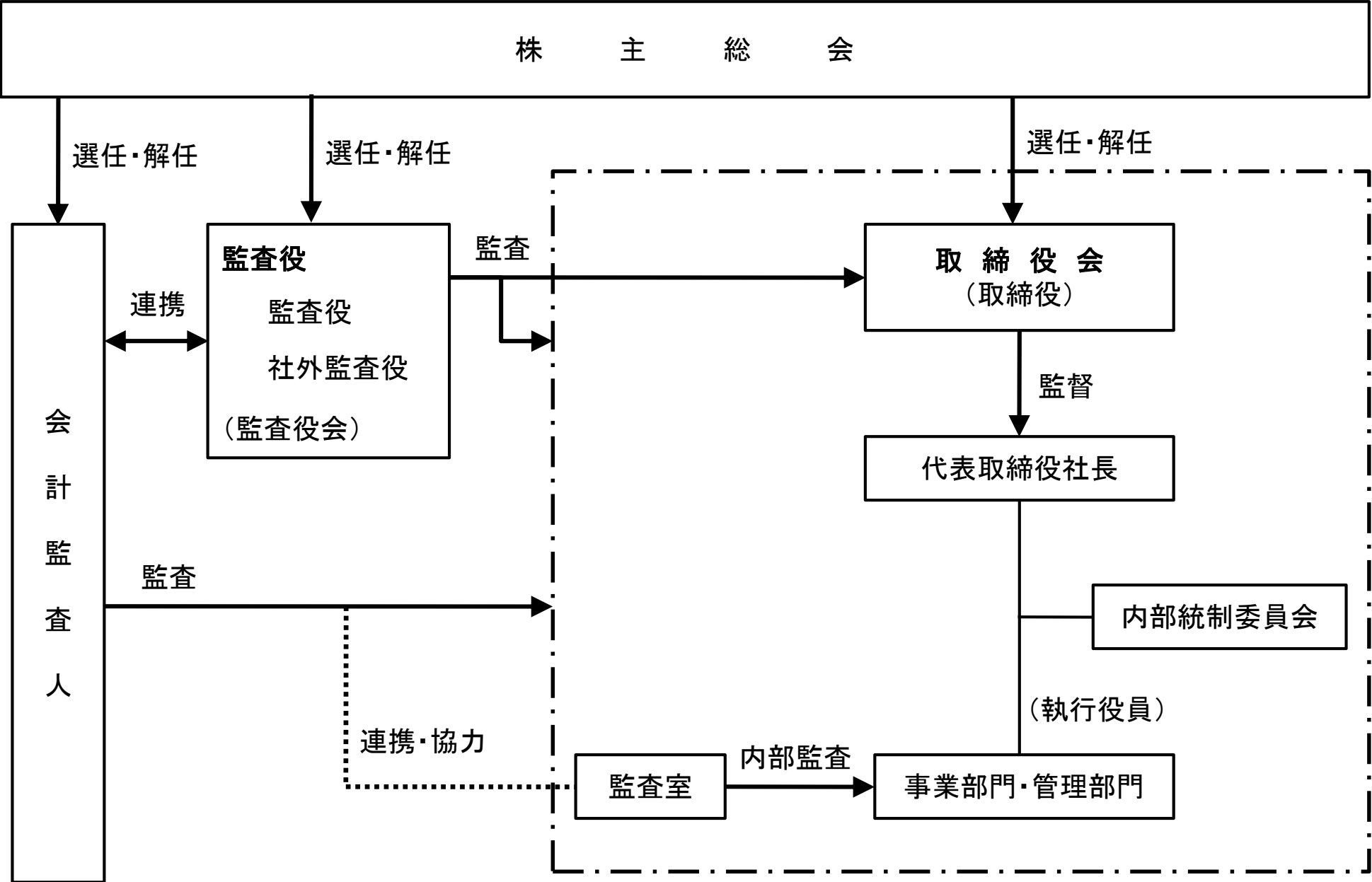
当社では、社内各部署及び子会社において内部情報が発生した場合には、社内規程に従い、各部署の責任者(役員及び部署長)が、情報取扱責任者に速やかに報告、連絡及び相談することとしております。

情報取扱責任者は、それら内部情報の選択管理を行う一方、代表取締役社長及び役員等への報告、連絡及び相談等を行い、関係部署などとも協議のうえ、情報の重要度や適時開示情報に該当するか否かなどの判断を行い、開示すべき情報については、その都度適切な対応を行っております。

なお、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定める開示基準に該当する会社情報のうち、決定事実並びに決算情報については、取締役会など、会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点で、遅滞なく開示を行う体制を採っております。

会社情報の適時開示は、情報取扱責任者の指示により、経営企画部が「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示したうえで、速やかに報道機関への発表並びに当社ホームページへの掲載をおこなっております。

コーポレート・ガバナンス 体制



適時開示に係る体制

